

大臣官房 国際課・国際統括官

1 はじめに

社会や経済の急速な高度化・グローバル化が進み、グローバルサウスと呼ばれる途上国・新興国の存在感の高まりをはじめとして、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。

文部科学省では、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成や持続可能な社会の創り手の育成、海外の優秀な学生及び研究者の戦略的な受け入れによる双方向の人的交流を継続的に推進しています。

また、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談、各国の日本大使館等における情報収集、国際機関への支援等を通じ、各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。例えば、令和6年度は、イタリアでは初めてとなるG7教育大臣会合が開催され、各国に共通する教師不足やICTの活用などの課題への対応を議論しました。また、ブラジルで開催されたG20教育大臣会合では、学校と地域の連携、教師の能力向上、ESDに関するデジタル教材の共有についての方策を各国と共有しました。

2 ユネスコにかかる取組について

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。通常2年に1回開催されるユネスコ総会が最高意思決定機関となっており、活動方針の決定や、事業・予算の承認、事務局長の任命等を行います。次回のユネスコ総会（第43回）は、令和7年の秋にウズベキスタンのサマルカンドで開催され、第12代事務局長の任命が行われます。

ユネスコは、平成27年に国連サミットで採択され、2030年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」のうち、教育、科学技術、人文社会科学、文化等の分野において重要な役割を果たし、国際的議論を主導しています。

「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神の下、SDGsの実現に向け、我が国は、ユネスコや加盟国等と連携し、様々な取組を実施しています。

○ SDGs 実現に向けた ESD の推進

教育分野において、我が国は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」である持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の重要性を提唱しています。持続可能な社会の創り手の育成は、SDGsの実現に大きく貢献するものであり、ESDを推進していくために様々な施策を推進しています。

国際的には、ESDの実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for

2030)」が令和元年11月の第40回ユネスコ総会で採択、12月の第74回国連総会で承認され、令和2年より開始されています。また、第74回国連総会では、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものであるESDが、SDGsの17のゴール全ての実現への鍵であることも併せて確認されました。

ESDの重要性は、令和5年11月の第43回ユネスコ総会で採択された「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」においても確認されています。

○ ESD 推進のための具体的な取組

我が国は、ESDの提唱国として、国内においても様々な施策を推進しています。とりわけ、学校に関する施策としては、幼稚園教育要領や小・中学校及び高等学校の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成を盛り込んでおり、全ての学校においてESDに取り組んでいます。また、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」を掲げ、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針等においても、ESDの推進を明記しています。

また、我が国ではユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）をESDの推進拠点と位置付け、その普及や発展に取り組んできました。ユネスコスクールにおける活動は様々ですが、例えば、環境、防災、国際理解等、様々なテーマに積極的に取り組んでいる学校が多く見られます。文部科学省としても、令和5年3月に「ユネスコスクールガイドブック—ESDの活動を通じて創る未来」を改訂し、ユネスコスクールにおける具体的な取組の好事例等を紹介しながら、活動を後押ししています。

これまでに、ユネスコスクールではESDの実践に関

する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年開催しているユネスコスクール全国大会で共有しています。令和6年度の全国大会は、「社会に開かれたユネスコスクール—多様性と共生の未来への貢献」をテーマに、東京で開催しました。オンライン参加を含めて、全国各地から約300名が集まった本大会では、パネル・ディスカッションやポスター発表、6つのテーマによる分科会等が行われ、ユネスコスクールとしてのESDの取組や成果の発信や共有が行われるとともに、関係者によるネットワーク作りの貴重な機会となりました。

また、ESDの推進に当たっては、ユネスコの科学や文化分野の事業との連携も重要です。例えば、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークは、SDGsを通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールとの連携等も期待されています。

上記のほかにも、ESDの推進のために、文部科学省では以下のような様々な取り組みを行っています。

- ①「ESD for 2030」の取組を促すため、令和3年5月にESD国内実施計画を策定しています。この計画では、自治体や企業、学校等の主体ごとに講じるべきアクションを具体的に示しながら、多様なステークホルダーを巻き込みながらESDを推進していくことを目指しています。
- ②ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、日本政府の支援によって、ユネスコが「ユネスコ／日本ESD賞」を実施しています。この賞は、世界中のESDの実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるものです。世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれており、学校も対象になっています。文部科学省においては、引き続き、以上のような取組を進め、国内外におけるESDの推進をはじめとする平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動を一層推進してまいります。

3 OECD・国連大学との連携・協力

文部科学省では、経済協力開発機構（OECD）とも協力・連携しています。

OECD では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究等の事業が行われており、我が国も参加しています。令和6年度には、PIAAC 第2回調査結果が公表されました。令和7年度には、PISA2025 年調査の実施及び TALIS 第4回調査の結果の公表が予定されています。これらの調査の結果は、文部科学省として、児童生徒の学力向上を図る取組や教育政策の立案等に活用することとしています。

また、OECD では、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省も積極的に参画しています。令和6年10月には、OECD 及び東北大学との共催にて、日本において第6回グローバル・フォーラムを共催し、新たな時代に教師に求められる資質・能力を整理する「ティーチング・コンパス」策定に向けた議論が行われました。文部科学省からも、自然災害と教育における危機管理について発表を行うなど、世界に向けて発信しました。また、グローバル・フォーラムに続けて OECD の教育事業の紹介や他の OECD 加盟国との情報交換を通じた教育分野の国際協力促進及び我が国の教育発展への寄与を目的とした「OECD/Japan セミナー」を「ティーチング・コンパス～新たな時代における教師の在り方～」をテーマとして開催しました。

国連大学は、1975 年の創立以来、日本に本部を置く唯一の国連機関として、地球規模課題の解決に向けた研究活動及び人材育成を行っています。文部科学省では、国連大学が日本の大学・学会と共同研究事業を

実施するための拠出金事業の実施、2010 年から開始された大学院プログラムの運営に対する制度面、財政面からの支援、SDG 大学連携プラットフォームの開設に対する支援等を通じて国連大学に協力してきました。

令和7年には国連大学が創立 50 周年を迎える予定であり、文部科学省としても、上記の協力を含め、引き続き国連大学との連携強化に努めてまいります。

4 外国人の受入れ・共生の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあります。政府としては、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ包括的に推進していく観点から、平成 30 年 12 月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、更に、令和4年6月からは、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及びその具体的施策を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定・更新しています。文部科学省においても、これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

大臣官房国際課においては、新型コロナウイルス感染拡大を契機に顕在化した外国人学校の保健衛生環境に係る課題の改善に向け、外国人学校における保健衛生の確保に向けた多言語による情報発信に取り組んでいます。

また、高度外国人材の呼び込みが、イノベーション創出や地域経済の活性化等の観点で我が国において大きな政策課題となっている一方で、それらの人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境が整備されていることを求める傾向にあることを踏まえ、令和6年度から「高度外国人材子弟の教育環境の整備」を

新たに立ち上げ、横展開が可能な受入れモデルの創出に取り組むこととしています。

引き続き、外国人の受入れ・共生のための環境整備を推進していきます。

5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府として国内での普及促進に取り組む過程で公立学校等での導入も進み、令和6年12月現在、我が国におけるIB認定校等は、251校となっています。

令和4年度に開催した「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」取りまとめも踏まえ、「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」によるIBに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウム等の開催、IBの教育効果等に関する調査研究等などを通じて、好事例の蓄積・発信等の取組を継続的に行っていくことで、更なるIBの推進に努めます。

<参考：文部科学省IB教育推進コンソーシアム>

<https://ibconsortium.mext.go.jp/>

6 JICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」

「JICA海外協力隊」は、日本政府のODA予算により、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。教員の国際協力への参加促進を目的とし、文科省とJICAの共管事業として、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。これまでに1,500名を超える教員が世界各地の開発

途上国等に派遣されています。本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（通常2年3か月の派遣期間を4月からの2年間とする）、1次選考（技術選考）の免除等、教員の参加を促す様々な措置を講じています。

近年は、外国人児童数の急増に伴い学校現場が多様化し、また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、学習指導要領の前文に「持続可能な社会の作り手」の育成について明記されるなど、日本の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現地の人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力等、教員としての資質の向上が期待されます。帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国教育の充実にもつながることが期待されています。

こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。



現職教員特別参加制度の取組（写真提供：JICA）

<参考：現職教員特別参加制度>

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/teacher/index.html

7 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度等、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成 28 年度から「日本型教育の海外展開事業」(EDU-Port ニッポン)を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協力する場(プラットフォーム)を構築するとともに、企業や大学等が行う海外展開事業を支援しています。事業開始から令和 5 年度までの 8 年間で、52 か国・地域から 20 万 8000 人を超える参加がありました。

令和6年度「グローバルサウス諸国への教育システムの海外展開と国内還元に関する調査研究」に採択された国立大学法人福井大学の事業は、アフリカ・中東・アジア諸国との連携による新たな教師教育国際協働モデルの構築を目指しています。その一環として、令和6年 10 月には福井大学及び同教育学部附属義務教育学校の教師がマラウイを訪問し、現地の教師の力量形成を目的とした実践研究に参加したほか、11 月にはマラウイ及びウガンダの教師を日本に招聘して、中学1年生を



対象とした社会科の研究授業を共同で実施しました。また福井大学では、EDU-Port ニッポンが令和 5 年度までに実施した公募事業(113 件)が日本の教育の国際化や質的向上にどのような影響を与えたかを分析し、課題や今後の可能性について検討しています。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。

<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



(<https://www.eduport.mext.go.jp/contact.html>)

<参考：EDU-Port ニッポン>



(<https://www.eduport.mext.go.jp/>)

8 人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、平成 28 年のG7倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、平成 29 年度より「新時代の教育のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を行い、それを通じて、様々な教育課

題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

具体的には、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解を深める機会を提供することで、相互理解と友好親善を図ってきました。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図ってきたところです。令和7年は、日韓国交正常化60周年の年であるため、日韓間の交流を強化します。

日米間においては、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約10,000名の学生・研究者等の交流が行われています。

令和6年度も、本事業を通じて、日本から32名を米国に派遣し、米国から42名の奨学生を日本に受け入れました。現在、奨学金の対象となる学術分野をSTEM分野にも広げ、また支給金額を増額する等、事業内容の充実を図っており、本交流計画を通じて日米交流を更に推進してまいります。



6,700人以上

日本から米国へのフルブライト留学人数
(1952年～2024年)



3,000人以上

米国から日本へのフルブライト留学人数
(1952年～2024年)

日米フルブライト交流事業 70年間の実績

<参考：日米フルブライト交流事業>

<https://www.fulbright.jp/scholarship/index.html>



6人

ノーベル賞受賞者数
※日本人フルブライター4人
米国人フルブライター（日本に留学）2人



150人以上

日本の大学 学長数
(1952年～2024年)

また、令和6年には、G7広島サミットの際に署名された教育分野における協力覚書に基づき、日米関係の未

来を「描く (map)」日米の高校生・大学生のために、1,200万ドルの「ミネタ・アンバサダー・プログラム (MAP)」教育交流基金が設立され、募集が開始されました。日米間の礎となる人的交流を更に促進していきます。

さらに、令和7年（2025年）は、日・ブラジル外交関係樹立130周年という節目の年です。130周年を機に、人的交流をはじめ教育分野における協力・交流を推進してまいります。